Ⅱ　負債の部			
1．流動負債			
預り金	276,277,116	292,003,053	△15,725,937
未払金	44,156,574	13,827,249	30,329,325
前受金	16,260,000	14,168,000	2,092,000
流動負債合計	336,693,690	319,998,302	16,695,388
2．固定負債			
退職給与引当金	69,712,485	79,375,979	△9,663,494
記念事業積立金	0	80,000,000	△80,000,000
固定負債合計	69,712,485	159,375,979	△89,663,494
負債合計	406,406,175	479,374,281	△72,968,106
Ⅲ　正味財産の部			
1．指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(0)	(0)	(0)
2．一般正味財産	511,726,390	480,012,260	31,714,130
（うち基本財産への充当額）	(0)	(0)	(0)
（うち特定資産への充当額）	(69,712,485)	(159,375,979)	(△89,663,494)
正味財産合計	511,726,390	480,012,260	31,714,130
負債及び正味財産合計	918,132,565	959,386,541	△41,253,976

解散命令公告

京都府公告

下記の組合は、その代表権を有する者が欠けており、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成21年８月18日

京都府知事　山田　啓二

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人丹波畜産組合

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷46番地の12

［教示］

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府知事に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となる。）京都地方裁判所に行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

解散命令公告

京都府公告

下記の組合は、その代表権を有する者が欠けており、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成21年８月18日

京都府知事　山田　啓二

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

農事組合法人桃山温室組合

京都市伏見区桃山町立売35番地

［教示］

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、京都府知事に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。

2　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となる。）京都地方裁判所に行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、決定のあった日の翌日から起算して１年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成21年８月18日　　福島県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　氏名　杉岡　伸也、本籍地　福島県

免許状の種類、番号

①中学校教諭一種免許状（理科）

平10中一第401号

②高等学校教諭一種免許状（理科）

平10高一第375号

授与年月日　平成11年３月23日

授与権者　千葉県教育委員会

失効年月日　平成21年７月24日

2　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

解散公告

当社は、平成二十一年四月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十八日

岩手県花巻市高松第六地割一一番地

有限会社創和部品販売

清算人　藤井　善勝

解散公告

当社は、平成二十一年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月十八日

秋田県横手市杉沢字狼ノ沢三一一番地一一

有限会社小田嶋産業

清算人　小田嶋長作